

検討事項

資料 2【【検討会向け】「就学事務システム（学齢簿編製等）に係るシステム標準仕様書（案）に関する意見」分類と対応内容検討一覧】のうち、以下項番の内容について、ご意見をお伺いさせていただきます。

No.9 (P.33) 「区域外からの就学」の業務フロー

「①内容確認と本人確認後に予定（予約）入力を行い、②他自治体からの確認承諾書を受けて確定、としたい。」とコメントをいただいております。申請年月日を管理項目とし申請書の出力も「実装すべき機能」としていることから、「実装してもしなくても良い機能」に定義する方向で検討していますが、予約→確定、申請→承諾の2段階の入力について考慮が必要でしょうか？

No.11 (P.36) 「学校の新設・統廃合」について

「統合等の前年度の10月以降は、統合前の学校名と統合後の新しい学校名を併用して管理し、出力する通知によって使い分ける必要があると考えます。」とコメントをいただいておりますが、「学校の新設・統廃合」が発生した場合の機能としてどこまでの考慮が必要でしょうか？

No.206 (P.110) 第3章 4.2.3.1 学校選択制度

「学校選択制の選択理由を入力する欄、選択の取り下げをした際に取り下げをしたことがわかる入力欄、児童生徒ごとに学校選択の当落を入力出来る欄。また、当落結果で抽出し通知を発送できる仕様を追加して欲しい。」とコメントをいただいております。選択理由の項目、選択取り下げが分かる項目、当落結果の項目、当落結果通知の抽出を「実装してもしなくても良い機能」に定義するべきか判断できないため、検討会にてご意見をいただきたいです。

上記と合わせて、「学校選択制調査書」に対応する保護者からの回答書を標準仕様に追加してほしい、とのコメントを複数件（No.336,397,557）いただいておりますので、各帳票の要不要等を含めまして実際の運用をお伺いさせていただきます。

No.287 (P.154) 第4章 4.1.1 様式・帳票全般

「各様式の右上に教育委員会内で定めている就学事務関係の様式番号があるので、任意の様式番号（様式〇号）を付すことができるようにしてほしい。」とコメントをいただいております。標準仕様として追加する方がよろしいでしょうか。

No.305 (P.169) 第4章 4.2.1 小学校就学予定者一覧

新小1年就学予定者一覧名簿について「児童の住所に隣接選択校がある場合、選択校名の記載を追記して欲しい」とコメントをいただいております。別の手段で対象児童生徒を抽出することが可能と考えるため、追加しない方向で検討しておりますが、業務上の必要性をお伺いさせていただきます。

No.312 (P.175) 第4章 4.2.5 学齢簿異動者一覧

学齢簿異動者一覧について、「小学校入学者名簿及び小学校長宛中学校入学者名簿の異動分は小学校毎、中学校入学者名簿の異動分は中学校毎にそれぞれ出力できるようにする。」という文言を追加してほしい、とコメントをいただいております。

理由を、学齢簿の記載が変更になった場合に、変更事項の連絡をするため、異動の一覧をそれぞれの学校長宛て送付する必要がある、とご説明いただいておりますが、一部の自治体固有の運用なのか、多くの自治体でそのような運用が行われているのか、ご意見をお伺いさせていただきます。

No.463 (P.83) 第 3 章 1.2.6 通知書発行履歴の管理

「通知対象者」とは具体的に誰を指しますか。児童生徒でしょうか、保護者でしょうか、宛先でしょうか。とコメントをいただいております。

児童生徒、保護者又は両方を管理すべきと考えておりますが、誰を管理すべきかを確認いただきたいです。

No.519 (P.133) 第 3 章 5.8.1 日本人・外国人出入国記録照会

「不就学である児童生徒を把握するため」とありますが、不就学として登録されている児童生徒を条件に出力できればよいのでしょうか。学齢簿管理システム上不就学として登録されていないが不就学と思われる児童生徒に対し照会することが想定されている場合、不就学の候補者である旨が学齢簿管理システムに登録されるか不就学候補者の判定条件が明確でなければ、「外国人出入国記録照会書」の一括出力はできないと思われます。

とコメントをいただいております。

不就学者の対象は、①住民記録システムに登録されているが、学齢簿情報が登録されていない。②学齢簿情報が登録されているが、不就学として登録されておらず入学した形跡もない。これらを対象者と考えておりますが、問題ないかを確認いただきたいです。

No.525 (P.144) 第 3 章 7.3 操作権限管理

「認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。」とありますが、シングルサインオンの方式及び実装方法についても標準化仕様が公開される認識で良いのでしょうか。

とコメントをいただいております。

住民記録システム標準仕様書【第 1.0 版】にも同内容が記載されておりますが、どのように回答すべきかを確認いただきたいです。(IT 室様への確認)

No.418 (P.72-74) 第 3 章 1.1.3 市町村内学校関連データの管理

市町村内学校関連データの管理において、クラス管理について実装してもしなくてもよい機能とされていますが、本市においては、学齢簿システムを基礎において、クラス情報を活用しております。クラス情報の管理機能がない場合、就学援助費の校外活動費を実費で支給している関係で、クラスごとに費用が異なることがあり、各学校の確認作業の負担が増大することになるため、管理機能を保有させていただきたいと考えます。

また、クラスの入力についても、Excel 等のデータで一括取り込みができるようにさせていただきたいと考えます。

とコメントをいただいております。

クラス管理について実装してもしなくても良い機能に定義しているが、学齢簿担当者が当項目への入力を行うのは相当な負荷となると考えます。Excel 等のデータで一括取り込みを行う機能を「実装してもしなくても良い機能」に定義する方向で検討しておりますが、ご確認をいただきたい。

以上